

令和4年12月に海難審判所で言い渡された裁決28件が、ホームページに掲載されました(令和5年2月)

区 分	地方海難審判所 (函館2、仙台3、横浜3、神戸6、広島6、門司4、長崎2、那覇2)	28件 40隻
海難種類(件)	衝突12、乗揚7、衝突(単)3、転覆2、死傷等2、機関損傷1、施設等損傷1	計28件
関係船舶(隻)	漁船15、プレジャーボート15、貨物船7、瀬渡船2、作業船1 (プレジャーボート:モーターボート12、水上オートバイ3)	計40隻
死 傷 者(人)	死亡 4、負傷 17	計21人

上記のうち、広島地方海難審判所及び門司海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 広島県音戸ノ瀬戸で貨物船とモーターボートが衝突した事例

音戸ノ瀬戸の南口付近で、南下する貨物船と北上するモーターボートが衝突した

② 鹿児島県串木野港沖合でモーターボート同士が衝突した事例

串木野港南西方沖合で、いずれも北上中のモーターボート同士が衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(199トン) モーターボートB(5トン) 衝突事件

(音戸ノ瀬戸の南口付近で、南下する貨物船と北上するモーターボートが衝突した)

【海難概要】 夜間、音戸ノ瀬戸の南口付近において、貨物船A(199トン、3人乗組、空船)が兵庫県湊港に向け南下中、モーターボートB(5トン、1人乗組、同乗者2人)がマリーナに帰航のため北上中、両船が衝突した

【航法の適用】海上交通安全法(海交法)第25条、海上衝突予防法(予防法)第9条第1項、第38条及び第39条が適用される

- 音戸ノ瀬戸は海交法第25条第2項の規定に基づく経路が指定されており、同条第3項に、「できる限り、それぞれ、第一項又は前項の経路によつて航行しなければならない。」と定められていることから、**同法第25条が適用**される
- 音戸ノ瀬戸は予防法第9条に規定された狭い水道等に該当し、両船のうちB船については、音戸ノ瀬戸の右側端に寄って航行することが、安全であり、かつ、実行に適する状況であったと認められることから、**同条第1項が適用**される
- 衝突の約20秒前、両船の距離が110メートルとなったとき、A船の前路に向けてB船が右転し、その直後に両船が衝突したもので、当該右転以降、両船に衝突を回避する措置をとるための距離的、時間的な余裕はなかったものと認められることから、**予防法第38条及び第39条の船員の常務**が適用される

《原因等》 夜間、音戸ノ瀬戸において、

B船: 音戸ノ瀬戸を北上する際、同瀬戸を見通さなかったこと、同瀬戸を航行中、右側端に寄って航行しなかったばかりか、見張り不十分で、無難に航過する態勢であった南下中のA船の前路に進出したこと

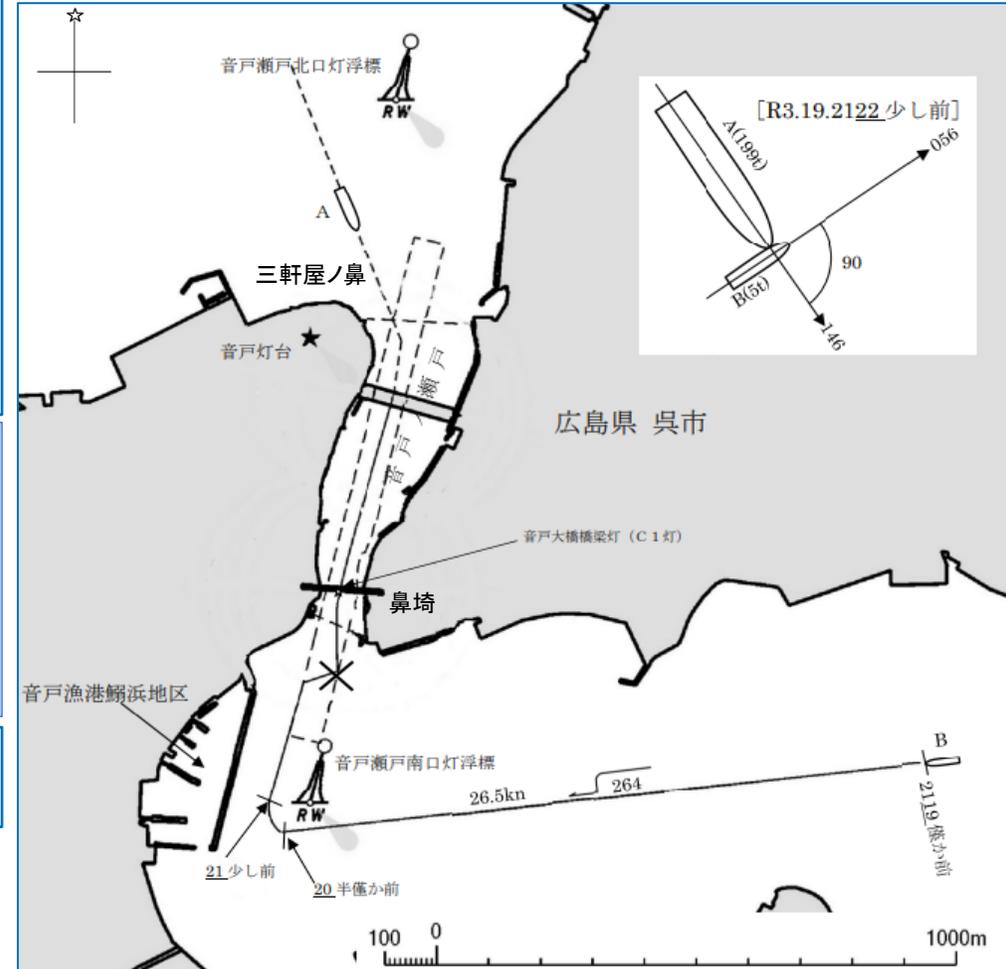
船長は、同瀬戸を航行する他船を見落とすことがないよう、見張りを十分に行うべきであった

A船: 原因は摘示されなかった

《背景》

B船長: GPSプロッターに表示させた往路の航跡を辿ることに気をとられていた

【発生日時】 令和3年3月19日 21時22分少し前
 【死傷者】 なし
 【発生場所】 音戸ノ瀬戸
 【損傷等】 A船: 船首部に塗膜剥離
 B船: 左舷船首部上甲板及び舷縁の亀裂等



【受審人】

(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1か月業務停止
 (A船) 船長: 五級海技士(航海) → 不懲戒

《懲戒》

海難防止への
インフォメーション

② モーターボートA(5.8トン) モーターボートB(2.6トン) 衝突事件

(串木野港南西方沖合で、いずれも北上中のモーターボート同士が衝突した)

【海難概要】 串木野港南西方沖合において、モーターボートA(5.8トン、1人乗組、知人2人同乗)が北上中、モーターボートB(2.6トン、1人乗組)がA船の前方を北上中、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部が衝突した

(航法の適用) 海上衝突予防法(予防法)第13条が適用される

- ・衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がない海域なので、**一般法である予防法が適用**される
- ・両船は互いに視野の内にあり、**A船がB船の正横後22度30分を超える後方の位置から、同船を追い越す態勢で接近した**
- ・両船の付近には航行の支障となる障害物や他船は存在せず、**A船が避航義務を、B船が針路及び速力の保持、避航を促す音響信号及び協力動作履行の各義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があった**ことから、本件は、**予防法第13条によって律するのが相当**である

《原因等》 串木野港南西方沖合において、

A船: B船を追い越すA船が、**見張り不十分で、B船を確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けなかった**

A船長は、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべきであった

B船: **見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった**

B船長は、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべきであった

《背景》

A船長: これまで付近海域で船舶を見掛けたことがなかったため、**航行の支障となる船舶はいないものと思っていた**

B船長: 後方から追い越す他船があっても**自船を避けてくれるものと思っていた**

【発生日時】

令和3年9月5日
13時29分

【発生場所】

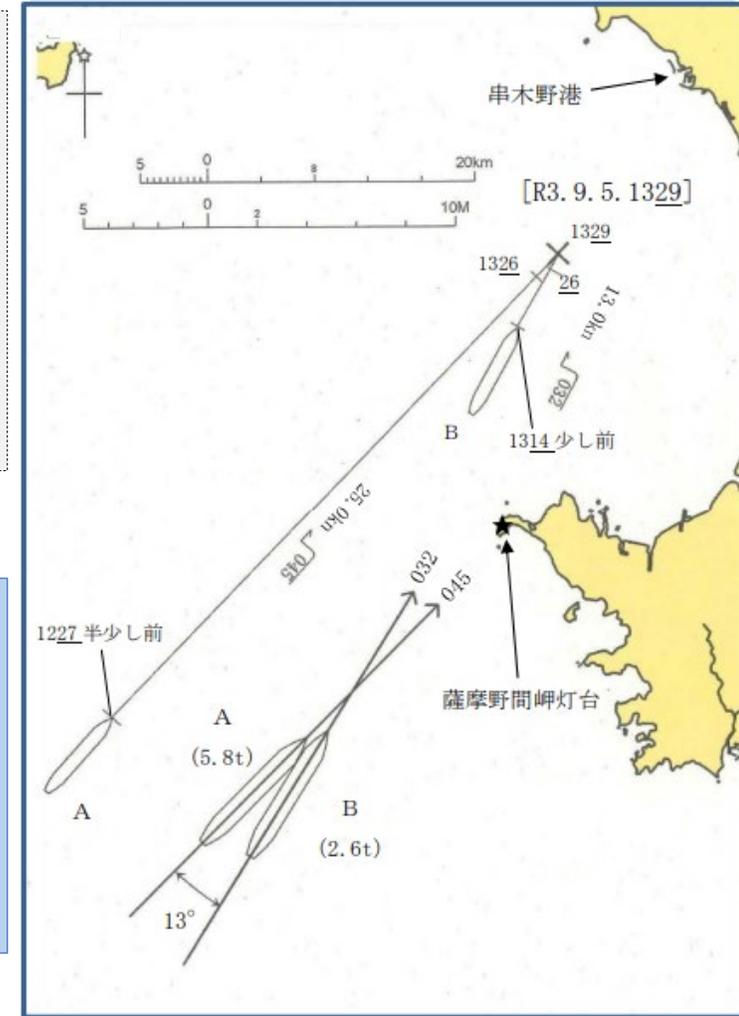
鹿児島県
串木野港南西方沖合

【死傷者】

なし

【損傷等】

A船: 船底部に擦過傷等
B船: 左舷船首部に亀裂等



【受審人】

(A船) 船長: 小型船舶操縦士

(B船) 船長: 小型船舶操縦士

《懲戒》

→ 1か月業務停止

→ 戒告